

## 報告第4号

### 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規程により報告する。

令和8年3月26日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

### 記

#### 1 専決処分事項

和解及び損害賠償の額の決定について

#### 2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和8年3月12日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 南風原町字照屋在住 個人
- 3 事故の概要 令和8年1月11日（日）午前11時10分頃、南星中学校のグラウンドにおいて、野球部の練習試合中に南星中学校生徒の打ったボールがフェンスを越え、相手方住宅の屋根の一部を破損した。
- 4 損害賠償額 233,200円